

指定学校変更許可基準

※ 町内に住所がある者のうち、通学区域外の学校へ通学を希望する場合

	許可基準の内容	許可期間等	備考	申立期限
1	通学区域外へ転居（住民票を異動）したが、引き続き学期末までの通学を希望する場合	学期末まで		随時
2	最終学年中途での転居（住民票異動）を行い、学年末までの通学を希望する場合	学年末まで		随時
3	最終学年前の学年で、3学期中途での転居（住民票異動）を行い、最終学年末までの通学を希望する場合	最終学年末まで		随時
4	両親が共働き等の理由で、やむを得ず通学区域外に帰宅している場合	申立理由が消滅する日まで原則1年間		随時
5	家の新築、増改築等の理由で、一時的に通学区域外に住民票を異動した場合又は家の新築等の理由で、通学区域に転居を予定している場合	引越し等が完了する日まで原則1年間	申立時に契約書を添付	随時
6	教育的配慮が必要であると認められる場合	申立理由が消滅する日まで原則1年間	学校長の副申書を添付	随時
7	指定中学校に希望の部活がない場合	・原則卒業まで (退部等の場合は許可が消滅)	年度毎に申立書の提出が必要	前年度の1月31日まで
8	平成29年4月1日以降において昭和中町、曙町若しくは東昭和町に居住している者で中学校に入学する場合又は昭和中町、曙町若しくは東昭和町への転居により中学校に転入学する場合（※当分の間、通学区域の変更に伴う配慮のため、指定校の変更を認める。）	・卒業まで		中学校入学の年の1月31日まで (転居により転入学をする場合は、随時)
9	その他教育委員会が適当と認める場合		状況により添付書類	随時

【申立てが許可された場合】

- ・ 小学生の通学については、原則、保護者の送迎を条件とします。
- ・ 中学生の通学については、保護者の責任の下、行っていただきます。
- ・ 申立て・許可の理由が消滅したときは、許可を取り消します。
- ・ 申立て状況に変更が生じる場合は、事前に再申立てが必要となります。